

輪之内町タブレット端末等貸出要綱

(令和2年5月1日輪之内町教育委員会訓令甲第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、タブレット端末等（以下「端末等」という。）を通して、児童生徒が町、教育委員会及び在籍する学校等が発信する情報を遅滞なく取得できる状況を整備することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、貸出する年度の4月1日時点で町内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、かつ現在も在籍する児童生徒の保護者とする。

(端末等)

第3条 貸出端末及び付属品等は、町が指定したものとする。

2 付属品等は、貸出端末以外の機器に使用することはできない。

(貸出期間及び費用)

第4条 端末等の貸出期間は、令和2年5月11日から令和3年3月31日までとし、令和3年度以降は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第8条に規定する延長の申請が受理された者については、この限りでない。

2 端末等の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、端末等を借入れる際、輪之内町タブレット端末等借用届（様式第1号）を提出しなければならない。

3 端末等の貸出しは、無料とする。

4 町が貸出した端末等に係る通信料及びアプリストア等の利用に係る料金は、借受人が支払うものとする。

(保守点検)

第5条 借受人は、端末等の使用方法及び取扱いについて町の指導に従い、細心の注意をもって端末等を管理しなければならない。

2 借受人は、端末等を利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又は端末等を営利目的の活動に使用してはならない。

(損害賠償等)

第6条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸し出した端末等を紛失し、又は毀損したときは、町長の指示するところに従い、借受人の負担において補修し、又は損害を賠償するものとする。

2 端末等の使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

(返却)

第7条 借受人は、貸出期間内に当該児童生徒が転出したとき又は、端末等の貸出期間が

終了したときは、速やかに端末等を町に返却しなければならない。

- 2 借受人は、端末等返却の際、輪之内町タブレット端末等返却届（様式第2号）を提出するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により端末等の返却を受けたときは、端末等が正常に動作することを確認するものとする。

（貸出期間の延長）

第8条 借受人は、データの移行等による特段の理由があると町長が認めるときは、第4条に定める貸出期間を延長することができ、その場合は、輪之内町タブレット端末等利用延長届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条に規定する貸出期間において、令和2年度に限っては、「令和2年5月11日から令和3年3月31日」とあるのを、「令和2年5月11日から新型コロナウイルス感染症に対応した小・中学校における教育活動の学校再開の日の前日」と読み替えるものとする。